

令和6年11月8日（金）10時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。私は事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員、総員6名中5名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は5ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っております。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」でございますが、前回の部会以降、お話をいただいているはずですが、その結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。今、専門部会長からお話がありましたとおり、前回以降、話をさせていただきましたことに関しまして、本日これから最終確認の場をいただきたいと思いますので、若干時間を取っていただければ幸いにございます。以上でございます。

【野川部会長】 ということですが、船主側も。小栗委員。

【小栗委員】 小栗でございます。今、釜石委員からお話がありましたけれども、当業界につきましても、この間、いろいろ資料を出していただきましたけれども、陸上最賃の動向、それから、その後、ほかの漁業でも動きがあったようでございますが、その情報も

入手してございます。それから、乗組員確保の観点、一方で、今の漁業経営の環境、それから、実際の漁業の収支の環境も踏まえて、腹固めをしてきた部分がございます。

一方で、近かつさんも、恐らく同様な感じだと思うんですが、100%一致ではございませんので、そうした調整の場も含めて、今、釜石委員からご提案があったとおり、話合いの場をつくっていただけるとありがたいんですが、よろしくお願いいたします。

近かつさんも、それでいいですか。

【納富委員】 はい。

【小栗委員】 以上でございます。

【野川部会長】 ただいま労使双方からご報告をいただきましたが、詰めの話合い、最終的な結果をここで話し合うことによって得たいと、そのようなご意思というふうに了解をいたしました。

引き続き、この場で、まず幾つかのご意見を伺っておきたいと思っておりますので、どうぞ前回の話合い以降の話の進展を踏まえて、この場でのご意見をおっしゃっていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。

まず、労働者側のほうといたしましては、平成26年度、遠洋かつお・まぐろ最賃があった当時から、漁業最低賃金の状況を考えますと、それまでは中央の最低賃金額が地方の最低賃金額を引っ張ってきた経緯がございます。そのときの状況に戻すべきところが一つの目標点であろうと、この最低賃金専門部会でも、皆様と確認をしてきたところでございますので、その観点から申し上げれば、まず今、本年度の最低賃金専門部会の結果を踏まえて申し上げれば、神戸の沖合底引き網漁業の最低賃金が、今、22万5,600円で答申をなされているところでございます。したがって、2万2,000円ちょっと差があるわけですが、中央は、まずそのこのところを目標にすべきであると労働者側とすれば考えます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。使用者側はいかがでしょう。納富委員。

【納富委員】 ありがとうございます。私は、かつお・まぐろ漁業の中の近海のかつお・まぐろ操業船を代表する委員として出席してございます。前回、第1回目の部会でも、我々の立場は申し上げたところでございます。その後、先ほど来、労使双方の委員からも発言がある新規就業者の確保のための待遇改善、また、他の漁業種類の最近の動向、そう

いったことも見合わせておりますけれども、他方、私どもの業界としましては、日本人の船員以外にも、技能実習生を多く受け入れてございます。現在、この技能実習生の賃金につきましては、歴史的にかつお・まぐろ漁業の最低賃金額を元に算出してございますので、影響は日本人のみにとどまらず、大きくなる場合がございます。

しかしながら、先ほど来、ご意見があるとおり、一定額の賃上げについては必要かと思っておりますけれども、その辺につきまして、最終的な労使間の話合いの場を持たせていただきたいと思いますと考えております。

【野川部会長】 了解いたしました。双方、大体お話合いが詰まってきて、本日、最終的に確認をしたいということでございますので、その場を設けたいと思います。

そこで、一旦この場をクローズいたしまして、労使だけでお話をいただきたいと存じます。あまり時間を取れませんが、20分程度でお願いできたらと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、場を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。釜石委員。

【釜石委員】 まず、お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。労使間で話合いを続けてまいり、最終的に確認をさせていただきました金額につきましては、前年度より1万円アップの21万3,300円をお願いしたいと思います。

【野川部会長】 使用者側はそれでよろしいでしょうか。納富委員。

【納富委員】 納富でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど、中断前にも申し上げましたとおり、我々の近海操業船においては、なかなか厳しい状況にある中で、急激な値上げというのは、なかなか受け入れがたいといった気持ちもございます。ただし、世の中全体の物事の推移、そういったものも見なければなりませんけれども、そこに対しましては複数年かけながらも、段階的に目指していくといった考えでおりますので、どうかご理解いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、労使の合意が得られたということですので、改めて、私から申し上げますが、最低賃金の改正につきましては、1万円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の20万3,300円を21万3,300円に改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様の、特にこの間、ずっと話し合いをいただいた労使の委員の皆様のご協力により、このように無事終了することができました。厚くご礼申し上げます。

それでは、これにて漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を終了といたします。どうもお疲れさまでした。

—— 了 ——